

## ○長野県警察災害対策検討委員会設置要綱の制定について

平成23年12月19日  
例規第7号県警察本部長  
部・課（隊・所）長  
警察学校長  
警察署長

次のとおり長野県警察災害対策検討委員会設置要綱を制定したので、誤りのないようにされたい。

### 第1 委員会の設置

長野県警察本部に、長野県警察災害対策検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### 第2 委員会の任務

委員会は、過去の災害対応で得られた反省・教訓事項を整理するとともに、この反省・教訓事項及び政府レベルで策定される各種方針を踏まえ、長野県警察における災害対策の見直しを幅広く検討することを任務とする。

### 第3 委員会の構成

委員会は、委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

(1) 委員長 本部長

(2) 委員 警務部長、生活安全部長、地域部長、刑事部長、交通部長、警備部長、関東管区警察局長  
長野県情報通信部長、首席監察官及び警察学校長

### 第4 委員会の運営

1 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、会議を主宰する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。

3 委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

### 第5 幹事会

1 委員会の事務について委員会を補佐するとともに、災害対策に関する企画立案及び総合調整を行い、長野県警察における諸対策の推進を図るため、委員会に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長、幹事長代理及び幹事をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

(1) 幹事長 警務部長

(2) 幹事長代理 警備第二課長

(3) 幹事 総務課長、警務課長、会計課長、監察課長、生活安全企画課長、地域課長、刑事企画課長、交通企画課長、警備企画課長及び関東管区警察局長長野県情報通信部通信庶務課長

3 第4の規定は、幹事会の運営について準用する。

### 第6 連絡室

1 幹事会の事務について幹事会を補佐するため、幹事会に連絡室を置く。

2 連絡室は、室長及び室員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

(1) 室長 警備第二課災害対策室長

(2) 室員 次長若しくは課長補佐の職にある者又はこれらに準ずる者のうち、室長が指定するもの

3 第4の規定は、連絡室の運営について準用する。

### 第7 委員会等の庶務

委員会、幹事会及び連絡室の庶務は、警備第二課において処理する。